

JUAR

キャスト契約のご確認

第1条（契約の目的）

JUARは、キャスト申込者（以下「キャスト」という）に対し、JUARの受託業務に対する業務における業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第2条（委託業務）

JUARがキャストに対し委託する業務（以下「本業務」という）は、甲の受託業務に対する業務内とする。

第3条（委託期間）

委託業務の期間は、キャスト登録日から1年間とする。以後、JUAR・キャスト間で合意の上自動更新とする。

第4条（委託料とその支払い）

JUARがキャストに対し支払う委託料は、あらかじめ合意した精算サイクルにてキャストが指定する銀行口座に現金振込みにて支払いをするものとし、振込手数料はJUARの負担とする。

第5条（個人情報保護方針）

JUARは、顧客び関係各所にキャストの個人情報を漏洩させてはならない。

キャストは本業務で知りえた情報及び個人情報を第三者へ漏洩させてはならない。

第6条（報告義務）

キャストは、依頼内容と顧客の依頼内容に大きな相違が生じた場合は、JUARへ報告しなければならない。

キャストは、本業務で顧客への追加発生した請求又は集金が発生したときは速やかにJUARへ報告しなければならない。

キャストは依頼者から新たな業務について依頼を受けた場合は速やかにJUARへ報告しなければならない。

第7条（費用負担）

業務委託に必要な想定外の交通費、その他の費用が発生した場合は、JUAR・キャスト別途協議の上費用負担を決定するものとする。

第8条（禁止事項）

キャストと顧客間に対する風俗行為、連絡先を交換する行為、チップや贈答品を受け取る行為、何らかの勧誘を行う行為を禁止する。

キャストは顧客へキャストの個人情報・電話番号・メールアドレス・SNSID等を漏洩させてはならない。

キャストは顧客へ対して業務延長を強要する行為をしてはならない。

キャストは、委託業務の全てまたは一部をを第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

第9条（契約解除）

甲は、次の各号の一つに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

キャストが、その責に帰すべき事由により委託業務を履行できないことが明らかと認められるとき。

キャストが、反社会勢力又は反社会勢力関係者又はこれに準ずるもの（以下、反社会勢力という）に該当する旨の通知をJUARが受けた場合。

第10条（権利義務の譲渡、承継）

キャストは、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。



キャスト契約のご確認

第11条（契約内容の変更）

JUARは、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

前項の場合、必要があると認められるときは、JUAR・キャスト協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

第12条（疑義の解決）

この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、JUAR・キャストが協議して定めるものとする。

以上、業務委託契約内容に合意したものとし、キャスト登録を行うものとする。